

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日: #####

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](令和2年10月度)
対象期間: 令和2年10月1日 ~ 令和2年10月30日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規一十二条の七の二-イ、規一十二条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	(/月)
汚泥	0.16 (t /月)
廃油	0.1 (t /月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	78.38 (t /月)
紙くず	33.4 (t /月)
木くず	59.06 (t /月)
繊維くず	18.03 (t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不燃物	(/月)
ゴムくず	0.03 (t /月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鋳さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規一十二条の七の二-ロ、規一十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
測定結果が得られた日	令和 2年10月31日	令和 2年10月31日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	716.25	127.5		別紙2の通り※2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規一十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 2年 10月 3日	令和 2年 10月 1日~31日

排ガスの測定結果[規一十二条の七の二-ニ、規一十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
採取した年月日	令和 2年 6月11日	令和 2年 1月 24日
測定結果が得られた日	令和 2年 7月 6日	令和 2年 2月 5日
ダイオキシン類※3		1.4
ばい煙量又はばい煙濃度※3	硫酸酸化物	
	20 (ppm)※5	
	ばいじん	
	0.002未満 (g/m³)※5	
	塩化水素	
	61 (mg/m³)※5	
	窒素酸化物	
	36 (ppm)※5	

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。